

企業経営に資する知的財産契約

企業経営における知的財産の機能と役割

—企業経営においては知的財産機能と役割を重視する—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

I 企業経営と知的財産

1. 知的財産・知的財産権
2. 企業経営における知的財産の位置づけ
3. 知的財産戦略の基本
4. 知的財産理念的経営

II 企業経営における知的財産の基本的機能

1. 知的財産権の価値評価要素
2. 知的財産権の経営戦略上の機能

III 企業における知的財産の具体的な機能

IV 企業経営における知的財産（部門）の基本的役割

1. 企業経営の目的
2. 企業経営における知財部門の役割
3. 企業経営における知的財産戦略

V 企業経営における知的財産の具体的な役割

おわりに

はじめに

企業経営、特に、21世紀に向けた競争優位を構築するための経営戦略は、従来の理念、ファクターだけでは不十分かつ、社会から認知されることは難しい。

企業（会社）の基本的経営理念が、持続的発展であるべきだという考え方に基づいた場合、高い経営理念が必要不可欠となる。高い経営理念の基における経営戦略の有力な視座として、知的

財産を核に据えた競争優位戦略がある。

知的財産制度は、経済発展政策として、創作に対し政策的に独占排他権を認知し、創作者に経済的インセンティブ（Incentive）を与えるものである。これからの企業経営においては、知的財産保護制度に沿って、取得、保有する知的財産を、適正に評価し、適法かつ、公正に企業戦略に取り入れていく必要がある¹。

広範かつ厳しい企業競争の中で、フェアな競争を絶対優位・比較優位に展開して行くためには、競争優位手段として、法制度上認知されている知的財産を活用した経営戦略が有効、かつ必要である。

その場合特に重要なことは、知的財産の本質的機能を整理把握し、その役割を適切に認識し、諸施策を実施することが肝要である。

企業経営における知的財産の機能と役割に関する基本理念として次の諸点を考慮する。

① 企業・組織の存在目的は、持続的発展が大前提である。

勿論、単年業績の連続、積重ねの結果が持続的発展のベースとなる。また、企業経営は、CSR（企業の社会的責任）も必要不可欠である。

② 持続的発展には基盤、基礎が必要不可欠であり、基盤、基礎は単年の業績の積重ねにより形成される。基盤、基礎はイノベーション（技術革新・創新）が必要不可欠であり、イノベーションがなければ、維持、発展はない。

③ イノベーション（Innovation）は知的財産に支えられてはじめて機能する。すなわち、イノベーションの結果は知的財産によって評価され、保護される。

④ 企業経営においては、知的財産の機能、役割を考慮した戦略が必要不可欠であり、知的財産の制度設計、それを活用する企業経営は、以上のような理念で検討、実施されるべきである。具体的には、文化、産業の発展、予見可能性、リスクマネジメント（Risk Management）、公正、適正性等を理念として行われるべきである。

なお、本稿においては、知的財産権のうち、特許（権）を中心として、企業経営における知的財産の機能と役割について概要、理念について論ずることとする。

I 企業経営と知的財産

知的財産政策は、価値ある情報の創造・保護・活用を通じ国富の増大を図る政策・戦略の総称であり、その具体的構造、実行は産業上、企業経営上において行われるのである。

企業経営における知的財産問題は、知的財産制度を戦略的に使い、企業目的を達成し、各企業が持続的に発展するための戦略的要素である。

企業経営における知的財産の本当の機能・役割は、企業の持続的発展、企業価値の創出・高揚である。そして、そのためには、知的財産問題を日常的に経営戦略に練り込んで実効性を高めることが必要不可欠である。

知的財産問題を日常的に経営戦略に練り込む具体的施策は、企業ごとに、また、状況ごとに多様である。しかし、すべての企業に、また、すべての状況に共通に考慮すべき施策は、知的財産の機能・役割に適切に対応した経営の実施であろう。すなわち、知的財産制度は、新しい創作を

1 知的財産基本法第10条は「知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。」と規定している。